

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富山県富山市新屋25番地  
 氏 名 株式会社オーエムサービス  
 法人にあっては名称 代表取締役 水間 雄太郎  
 及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山市長 藤井裕久



許可の年月日

令和6年7月5日

許可の有効年月日

令和11年6月21日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）  
 収集運搬（積替え・保管を含む。）

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
 （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
 （これらのうち自動車等破碎物であるものを除く。）  
 （石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）  
 （水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）  
 （これらのうち水銀含有ばいじん等であるものを除く。）  
 （以上12種類）

収集運搬（積替え・保管を除く。）

燃え殻、動植物性残さ、ばいじん  
 （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
 （これらのうち水銀含有ばいじん等であるものを除く。）  
 （以上3種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別表のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年6月22日から平成26年8月12日まで法第14条第3項に該当  
 平成26年8月13日 【更新許可】 許可番号 08516061967

令和元年6月22日から令和元年7月31日まで法第14条第3項に該当

令和元年8月1日 【更新許可】 許可番号 08511061967

令和6年6月22日から令和6年7月4日まで法第14条第3項に該当

5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別表

保管場所の所在地	保管場所の面積	産業廃棄物の種類	保管量の上限	保管高さの上限
富山市新屋13-1、13-4、12-1	21.0 m <sup>2</sup>	汚泥	40.0 m <sup>3</sup>	2.50 m
	3.1 m <sup>2</sup>	廃油	0.80 m <sup>3</sup>	0.9 m
	3.1 m <sup>2</sup>	廃酸	0.80 m <sup>3</sup>	0.9 m
	3.41 m <sup>2</sup>	廃アルカリ	0.80 m <sup>3</sup>	0.9 m
	17.0 m <sup>2</sup>	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 ※1	20.0 m <sup>3</sup>	2.20 m
	2.0 m <sup>2</sup>	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ※2	2.0 m <sup>3</sup>	1.2 m

※1 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

※2 水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。